

子育てのための 施設等利用給付 申請のてびき



©てがきっす



©てがきっす

この申請をすると
どうなるの？

保育の必要性ってどう
やって認定するの？

0歳～2歳の子どもが無償化
の対象になるかどうかはいつ
の市民税額で判定するの？

うちの子どもが通っている
園は無償化の対象？

目次

1. ～はじめに～ 施設等の利用に係る無償化給付の対象	P.2
2. 幼児教育・保育の無償化の範囲と種類	P.3
3. 施設等の利用給付に係る無償化給付	P.4
4. 保育の必要性和認定の有効期間	P.5
5. 施設等利用給付認定の申請	P.6～8
6. 施設等利用給付認定を受けた後の注意事項	P.9
7. 市民税を基に判定が必要な場合	P.10
8. 幼児教育・保育の無償化に関するよくある質問	P.11～12
9. 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の記入例	P.13～16
10. マイナンバーについて	P.17～18

【綴じ込み】

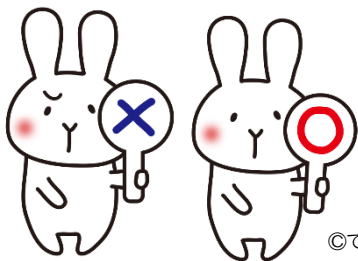
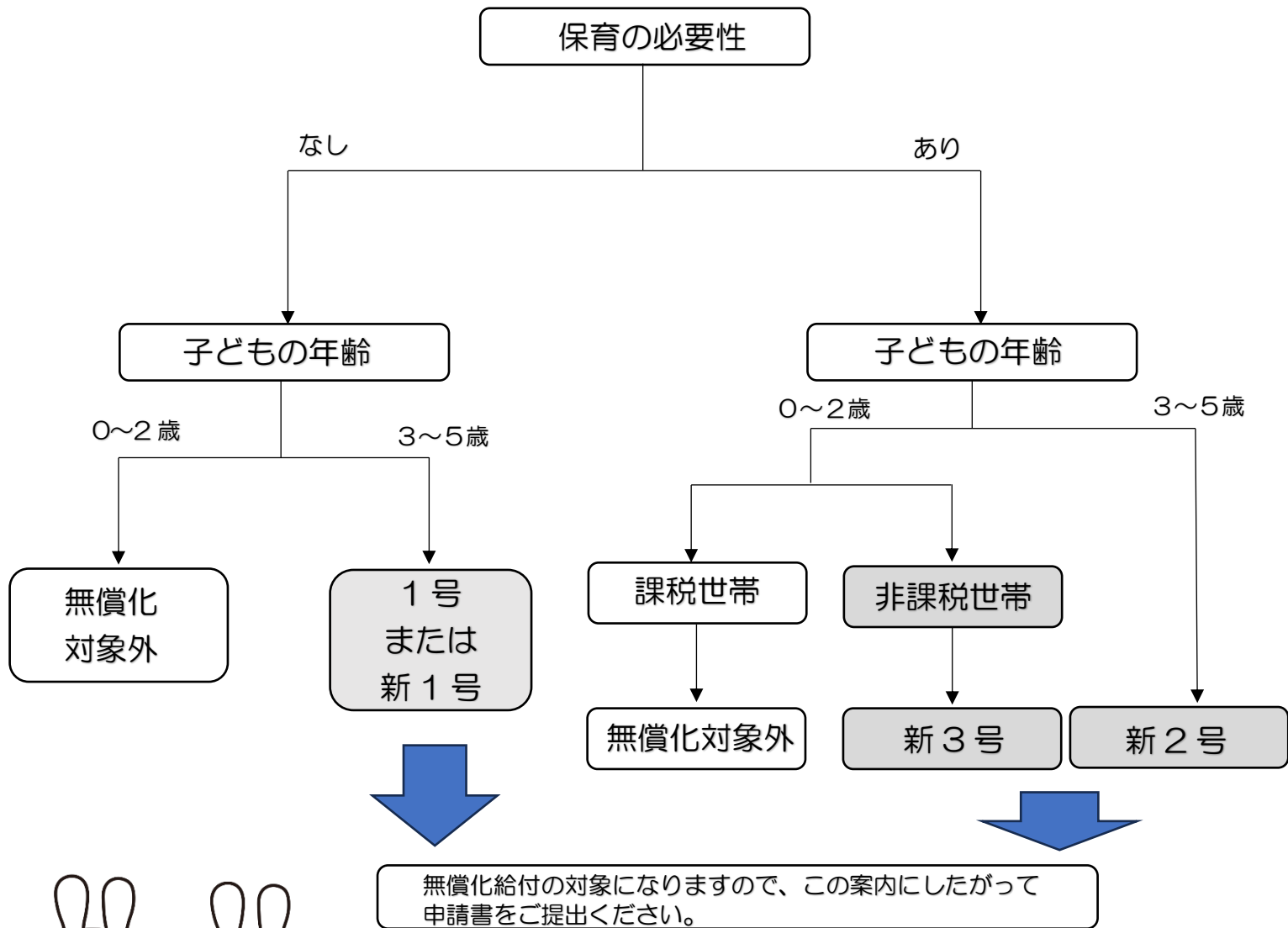
すべての世帯に必要な書類	○子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
	○マイナンバー記入用紙
	○口座振替依頼(変更)書、施設等利用費等振込口座の通帳(写)貼り付け台紙
保育の必要性を証明する書類	○就労証明書 2部



©てがきっす

1. ～はじめに～施設等の利用に係る無償化給付の対象

幼児教育・保育の無償化による助成を受けるためには、ご利用の施設の種類や子どもの年齢、保育の必要性の有無などに応じて、「子育てのための施設等利用給付申請」で認定を受ける必要があります。下記のフローチャートをご活用いただき、申請が必要な認定区分をご確認ください。



©てがきっす

項目	内容の説明
保育の必要性	保護者（父母のいずれも）が「保育の必要な事由」に該当し、家庭での保育が困難であることをいいます。詳しくは、5ページをご参照ください。
子どもの年齢	クラス年齢は、申請時点での年齢ではなく、毎年4月1日時点での年齢で決まります。
非課税世帯	父母の市民税がいずれも非課税であることをいいます。4月から8月までは前年度市民税額、9月から翌年3月まで当年度市民税額で判断します。

2. 幼児教育・保育の無償化の範囲と種類

【①子育てのための施設等利用給付認定】

認定区分	対象となる児童	保育の必要性	対象施設 対象事業
新1号	満3歳クラス以上の児童 ※新2, 3号に該当しない児童	なし	新制度に移行していない幼稚園
新2号	3～5歳児クラスの児童 (保育の必要な事由に該当)	あり	・新制度に移行していない幼稚園 ・新制度幼稚園または認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育事業 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育 ・ファミリーサポートセンター事業
新3号	0～2歳児クラス・満3歳の児童 <u>(市民税非課税世帯に限る)</u> (保育の必要な事由に該当)		

※就学前の児童発達支援を利用する場合

幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の利用料も、無償化の対象となります。
児童発達支援等の利用者負担の無償化についてはこちらをご覧ください。



【②年齢・課税状況・利用施設に応じた無償化の種類】

クラス	世帯区分	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園（新制度幼稚園）		新制度に移行していない 幼稚園		認可外保育施設 など (病児保育・一時預かり・ファミリーサポート)
		教育時間 のみ	教育時間 + 預かり保育	教育時間 のみ	教育時間 + 預かり保育	
3～5歳児 クラス	すべての 世帯	1号 認定	新2号 認定	新1号 認定	新2号 認定	新2号 認定
満3歳児 クラス	市民税 非課税世帯		新3号 認定		新3号 認定	新3号 認定
	市民税 課税世帯		預かり保育は 無償化対象外		預かり保育は 無償化対象外	無償化の対象外
0～2歳児 クラス (満3歳児を除く)	市民税 非課税世帯	—	—	—	—	新3号 認定

3. 施設等の利用給付に係る無償化給付

【①無償化給付の上限金額】

保育料の無償化給付には、月額上限があります。

無償化給付の上限額は、利用する施設・事業や子どもの年齢によって異なります。

利用施設・事業 幼稚園（新制度未移行幼稚園・新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分））

対象者		無償化上限金額
クラス	認定区分	
満3歳～5歳児クラス	新1号	28,000円（月額）
3歳～5歳児クラス	新2号	教育時間前後の預かり保育料が、上限（ <u>日額490円</u> かつ <u>月額12,300円</u> まで）の範囲で無償化となります。 ※無償化の上限は、1か月の利用日数に応じて変動します。 無償化の上限：490円×利用日数
満3歳児クラス （※非課税世帯）	新3号	

利用施設・事業 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業

対象者		無償化上限額 （月額）	備考
クラス	認定区分		
3～5歳児クラス	新2号	40,300円	認可外保育施設等のサービスを複数利用している場合、利用の合計が上限に達するまで無償です。
0～2歳児クラス （※非課税世帯）	新3号	45,700円	

【②給付（償還払い）スケジュール】

給付（償還払い）は、次の4回となります。

請求書受付期日までに提出された請求書類について審査し、不備等なければ、各給付月に指定された振込先口座へお支払いします。

利用月	請求書受付期日	支払月	
		（預かり）	（認可外保育施設等）
1回目（4月～6月）	7月	8月	9月
2回目（7月～9月）	10月	11月	12月
3回目（10月～12月）	1月	2月	3月
4回目（1月～3月）	4月	6月	6月

4. 保育の必要性和認定の有効期間

預かり保育等の無償化給付のために必要な「施設等利用給付認定（新2号・新3号）」を受けるためには、保護者（父母のいずれも）が「保育の必要な事由」に該当し、家庭で保育が困難であることが必要です。

保育の必要な事由によって、認定の有効期間が異なります。複数の事由に該当する場合、原則として認定の有効期間の短い方を適用します。（例：父が就労、母が求職活動で4月1日から新2号を利用したい場合は審査したのちに、求職活動で3か月間（6月30日）まで新2号を利用することができます。）

なお、「保育の必要な事由」に変更があった場合は速やかに変更届と必要書類を添付して園にご提出ください。

【保育の必要性和認定の有効期間】

保育の必要な事由	状況等	認定の有効期間
就労	1か月に64時間以上仕事をしている（就労時間が64時間未満で、3か月以内に就労時間を64時間以上に増やす予定がある場合は「求職活動」扱い）	就労している期間に限る <u>退職した場合は求職活動事由等への変更が必要</u>
妊娠・出産	妊娠中または出産後である	出産予定月を挟んで、産前・産後各2か月の合計5か月
疾病・障がい	保護者が病気やけが、心身に障がいを有する	①障がい者手帳等の有効期限日まで または ②診断書の治療期間の終了日まで
介護・看護	長期にわたって病人や心身障がい者の看護にあたっている	最長 就学前まで
災害・復旧	震災や風水害、火災などの災害のため、その復旧にあたっている	最長 就学前まで
求職活動	求職活動をしている	最長で3か月 <u>（※ひと世帯につき年度に1回）</u>
就学	学校に在学または、職業訓練等を受けている	在学期間中
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	最長 就学前まで
育児休業	就労事由で既に認定がある場合に限る、育児休業取得後も引き続き利用することが可能。 <u>※利用中に下のお子さんの育児休業を取得する時（継続時）のみ可。</u>	育児休業対象児童が満1歳の誕生日を迎える月の月末まで

5. 施設等利用給付認定の申請

施設等利用給付認定に必要な書類は、審査に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、ご提出ください。

なお、虚偽の記載や不正な書類があった場合、施設等利用給付認定を取り消しますのでご注意ください。

施設等利用給付認定を受けていない子どもは無償化の対象となりません。

申請書は申請日より前に遡って認定を受けることができませんので、必ず利用開始日までに事前申請をお願いします。

1. 認定申請に必要な書類

認定の申請に必要な書類
(本案内の内容をよく読み、必要な書類をご準備ください。)

①すべての世帯で必要となる書類

子ども一人につき
1枚ずつ必要です。



②世帯の状況に応じて必要となる書類



③保育の必要性を証明する書類

新2・3号

父母いずれもが
必要です。

【①すべての世帯で必要となる書類】

必要な書類	必要部数等
子育てのための施設等利用給付認定・ 変更申請書	子ども一人につき1枚ずつ必要です。
マイナンバー記入用紙	世帯に1枚必要です(兄弟姉妹で同時に申請する場合は1枚で構いません)
口座振替依頼書	口座振替依頼書については子ども一人につき1枚必要です。 通帳のコピーまたはキャッシュカードのコピーを添付して下さい。 ネットバンクを利用されている方は金融機関名・支店名・口座番号・ 口座名義人の記載があるネット上のページを印刷し添付してください。 (兄弟姉妹で同時に申請する場合通帳コピー等は1枚で構いません)

【②世帯の状況に応じて必要となる書類】

対象者(世帯)	必要な添付書類(写し可)
ひとり親世帯	所得制限等により、児童扶養手当またはひとり親家庭医療費受給者証を受給していない場合、ひとり親(未婚・離婚・死別等)であることがわかる戸籍謄本または戸籍抄本の写し
離婚調停中・離婚裁判中の世帯	配偶者の保育の必要性を証明する書類が提出できない場合、離婚調停中または離婚裁判中であることがわかる書類の写し(例:調停の呼び出し状)

【③保育の必要性を証明する書類】

新 2・3 号認定の場合

(父母ともに 1 部ずつ必要)

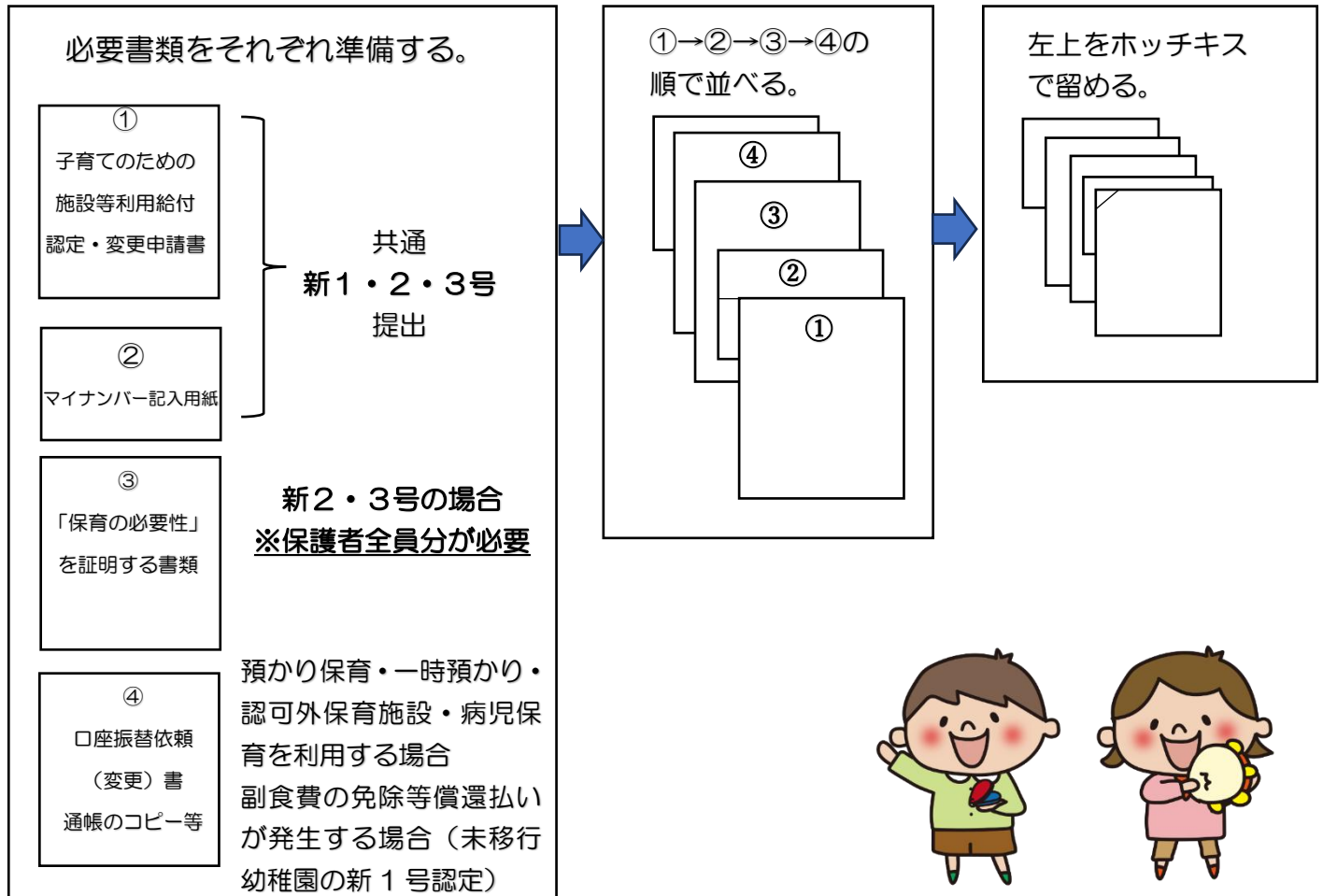
保育の必要な事由		提出が必要な書類
就 労	会社勤務 パート等	☐ 就労証明書（勤務先または支店、派遣先等の事務所が作成したもの）
	自営業 農漁業等	☐ 就労証明書 ☐ 自営業等を行っていることが証明できる書類 （例）営業許可証、開業届、登記事項証明書、その他書類 （チラシ、パンフレット等の印刷物・広告 仕入伝票、納品書、請求書、領収書等の収入に関するもの（会社名と保護者名が記載されたもの）、確定申告書
	内職等	☐ 就労証明書（請負先が作成したもの）
妊娠・出産		☐ 母子手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページの写し）
疾病、障がい		次のいずれかを提出 ☐ 診断書の写し ☐ 障がいのあることが確認できるもの （精神障害者手帳の写し、障害基礎（共済・厚生）年金の年金証書の写し等）
介護・看護		☐ 申立書（保育が必要な状態について、詳しくお書きください。） ☐ 診断書の写し 被介護者・被看護者が、身体障がい者手帳等をお持ちであれば、診断書の写しに代えられる場合があります。
災害復旧		☐ 申立書（保育が必要な状態について、詳しくお書きください。） ☐ 罹災証明がある場合は証明等
求職活動		☐ 就労・内職・自営予定書 ☐ 求職中である証明書 ※ハローワークの受付票の写しまたは求職活動の状況がわかる申立書
	就労時間 64時間未満	☐ 就労証明書（勤務先または支店、派遣先等の事務所が作成したもの） ☐ 申立書（3か月以内に就労時間を月64時間以上に増やす予定である旨を記載したもの）
就学		☐ 在学証明書 ☐ カリキュラム表（在学期間や時間割等がわかる書類を添付してください。）
虐待・DV		☐ 保護命令等の写し
その他		☐ 市長が必要と認める書類

注意事項

※証明書類は申請日が属する月から遡って3か月以内のものに限ります。

※必要書類が不足していると「保育の必要性」が認定できません。また、申請日からの認定が出来ない場合があります。

2. 申請に必要な書類の準備



3. 提出先・提出期限

提出先：申請書等は、ご利用（またはご利用予定）の施設へご提出ください。

一時預かり事業等、複数の施設を併用される場合は、ご利用の施設のうち、どの施設でもご提出いただけます。

提出期限：利用開始予定日までにご提出ください。

※申請日より前に遡って認定はできませんので、事前に申請をお願いします。

★「保育の必要性」を証明する書類（就労証明書等）の取得に時間を要する場合は、その旨をご利用の施設にお伝えいただき、申請書とマイナンバー記入用紙、口座振替依頼書のみの提出をお願いします。不足書類が準備できましたら速やかにご提出ください。

4. 審査結果

審査期間は概ね1か月です。審査結果はご利用施設を通じてお知らせします。

※年度末・年度初めなど、申請件数の多い時期はさらにお時間をいただく場合があります。



©てがきっす

「就労証明書」、「就労・内職・自営予定書」、「申立書」は松山市のホームページからもダウンロードできます。



©てがきっす

「子育てのための施設等利用給付申請のてびき」、申請書、施設等利用給付認定変更届、口座振替依頼（変更）書はこちらからダウンロードできます。

6. 施設等利用給付認定を受けた後の注意事項

【①施設等利用給付認定の有効期間と家庭状況・認定内容の変更】

施設等利用給付認定（新2・3号）の有効期間は、保育を必要とする事由によって異なり、保育を必要とする事由ごとに定められている有効期間までとなります。

認定の有効期間が満了する場合は、施設の利用要件に該当する限り施設や事業の利用はできませんが、無償化の給付を受けることはできません。引き続き無償化給付を希望される場合は、有効期限が切れるまでに必要な手続きを行ってください。（有効期間の満了前に終了のお知らせを配布します。）

また、家庭状況や、認定の内容（施設等利用給付認定の保育を必要とする事由等）などに変更があった場合または変更を希望する場合は、手続きに必要な書類を準備し、ご利用の施設または、保育・幼稚園課へ変更申請の届出を行ってください。

【②現況届（保育を必要とする事由の届出）】

施設等利用給付認定（新2・3号）の認定を受けている児童すべての家庭を対象に、年に1回「現況届」を提出していただきます。この現況届は法令に基づき、世帯の状況（家庭状況）や保育の必要性などの「現況」を確認するためのものです。

※現況届の提出がない場合は、認定を取り消す場合がありますので、指定された期限内に必ず提出してください。

【③認定の取り消し】

認定申請書その他関係書類に虚偽の記載をし、または不正な行為があった場合は、施設等利用給付認定を取り消します。

また、松山市外の市町村へ転出した場合は、松山市での認定は取り消しとなりますのでご注意ください。



©てがきっす

7. 市民税を基に判定が必要な場合

0歳～2歳児クラスの子ども（4月1日時点の年齢）が無償化の対象となる場合（新3号認定）の確認や、新制度未移行幼稚園の副食費の減免は、世帯の市民税額で判定します。毎年9月に、判定を用いる市民税の対象年度を切り替えます。

【市民税額対象年度のイメージ】

切り替え

確認月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いつの市民税額？	前年度の市民税額					当年度の市民税額						

・年度の市民税額が未確定（未申告、税関係の書類が未提出等）の場合、税額が確定するまでの間、免除の判定ができません。

・新制度未移行幼稚園の副食費の免除は、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得控除額、配当控除、外国税額控除、寄付金額控除（ふるさと納税等）を差し引く前の市民税所得割額を基に判定します。

・税額の再調査により、税額が変更になり、認定等が取り消された場合は、対象月に遡って、施設利用費等を返還していただく場合があります。



市民税額についてご不明な点等ありましたら、市民税課へお問合せ下さい。

【お問合せ先】市役所本館2階 市民税課

電話番号：089-948-6291～6292、6295～6298

©てがぎっす

●父母以外で、「家計の主宰者」がいる世帯の市民税額算定について

・生計が父母の収入のみでは成り立っていないと認められた場合で、同居している親族（祖父母、18歳以上の子ども等）がいる場合、最も収入を得ている者を「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の税額を合算して算定します。

・また、別居の祖父母等であっても、祖父母等が児童またはその親を税法上の扶養または健康保険上の扶養に入れている場合、その方を「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の税額を合算して算定します。

●副食費（おかず・おやつ等の費用）が免除される世帯

次のA【所得要件】またはB【第3子要件】のどちらかに該当する子どもが対象です。

【所得要件】

認定区分	世帯の市民税所得割
新1号	77,101円未満

【第3子要件】

認定区分	第3子の数え方
新1号	小学校3年生までの範囲でカウント

8. 幼児教育・保育の無償化に関するよくある質問

【①新制度未移行幼稚園・新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）1号の預かり保育】

Q1.保育料は最初から支払う必要はないのか？それとも一旦払った後、還付されるのか？（新制度未移行園について）

A1.保育料については、最初から支払う必要はありません。ただし、保育料が28,000円を超える場合は、差額を園に支払う必要があります。

Q2.預かり保育は無償化になるのか？

A2.無償化の対象になるためには「保育の必要性」が必要です。なお、満3歳児（その年の4月1日現在2歳で、年度途中で3歳になった子ども）の場合は、「保育の必要性」があり、市民税非課税世帯（均等割・所得割ともに）のみ無償化対象です。

Q3.預かり保育料は最初から支払う必要はないのか？それとも一旦支払った後に還付されるのか？

A3.預かり保育料は園のルールに沿って、一旦支払った後に還付されます。年に4回（3か月ごと）、市から保護者に還付します。

Q4.預かり保育料は、利用した分の全額が無償となるのか？

A4.全額が無償化にならない場合もあります。利用日数に日額単価（490円）を乗じて計算した支給限度額（上限12,300円）と、実際支払った利用実績額を月ごとに比較して、少ない方が無償化の対象額になります。

Q5.利用している幼稚園が預かり保育を実施していない日、認可外保育施設を利用した場合、両方とも無償化の対象となるのか？また、病児保育を利用しても両方無償化の対象となるのか？

A5.無償化の対象にはなりません。ただし、実費で利用していただくことは可能です。（愛媛大学教育学部附属幼稚園の預かり保育を利用している方は園または保育・幼稚園課までご相談ください。）

Q6.幼稚園で就労のため預かり保育を利用し、新2・3号認定を受けているが、出産し育児休業を取得した場合は引き続き無償化の対象か？

A6.従来から就労のため幼稚園で預かり保育を利用している場合は、育児休業中も新2・3号の対象となり無償化の対象となります。ただし、無償化の期間については、育児休業対象の子（弟妹）が1歳になる月の月末までとなります。育児休業の取得が決まったら、変更届と育児休業証明書の提出をお願いします。

Q7.妊娠・出産で新2号の認定を受けているが、父が認定期間中に育児休業を取得する場合、無償化の対象となりますか？

A7.対象なりません。保育の必要性の事由がなくなるため父の育児休業取得前日から認定終了となります。

Q8.幼稚園を利用しているが、求職活動中で新 2・3 号認定を受けて、預かり保育料が無償となっている。

3 か月以内に月 64 時間以上の仕事が見つからない場合、無償化の対象外となるのか？

A8.無償化の対象外です。

ただし、就職（月 64 時間以上）した場合は、就労事由で無償化の対象となりますので、変更届と就労証明書の提出をお願いします。求職活動での認定は年度に 1 回の利用となりますのでご注意ください。

Q9.副食費が免除になる場合、最初から支払う必要がないのか？それとも一旦支払った後に還付されるのか？（新制度未移行幼稚園について）

A9.一旦園のルールに従って支払っていただきます。年に 2 回、免除対象者には市から保護者へ還付します。

Q10.入園料は無償化の対象となりますか？（新制度未移行幼稚園）

A10.新制度未移行幼稚園については対象となる園もあります。（ただし、制服費・PTA 会費などが含まれている場合、この部分は対象外です。還付額には上限があります。）入園料は、園のルールにしたがって一旦支払っていただき、翌年度に市から保護者へ還付します。

【②認可外保育施設】

Q1.どの認可外保育施設も、無償化の対象になるのか？

A1.必要な届出を行っている施設が対象です。対象施設かどうかは、在籍園にご確認ください。

Q2.保育料は最初から支払う必要はないのか？それとも一旦支払った後に還付されるのか？

A2.保育料は一旦園のルールに従って支払っていただき、年に 4 回（3 か月ごと）、市から保護者に還付します。（無償化の対象となる額は上限があります。）還付スケジュールや上限額については 4 ページを参照ください。

Q3.無償化の認定を受けて一時預かりの園を利用しています。ほかの一時預かりも利用したいと思っています。どのような手続きが必要ですか？

A3.無償化の認定を受けて利用している場合、変更届のその他の変更の欄に追加して利用したい園を記入して提出してください。



9. 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の記入例

【新1号認定 記入例】

認定区分は、「ア」を選択してください。

※「法第30条の4 1号認定」とは
新1号認定のことです。

〈表〉

認定区分	ア	法第30条の4 1号認定	下記イ・ウ以外の子ども	※表面1,2裏面3を記入してください。
	イ	法第30条の4 2号認定	「保育の必要性がある場合」で、下記①の子ども	※保育の必要性を確認するため、表・裏の両面を記入してください（3,4は該当がない場合は記入不要）。
	ウ	法第30条の4 3号認定	「保育の必要性がある場合」で、下記②の子ども	
認定種別	①申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日 ②申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ			

施設への提出日を記入してください。

1		申請日		R●年●月●日
申請者	フリガナ	マツヤマ タロウ	申請子どもとの続柄	父
	氏名	松山 太郎	現住所	T 790 - 8571 松山市二番町四丁目7-2
			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	T
	日中の連絡先（電話番号） ※確実に連絡の取れる順に記入してください。 ① 090 - ****-**** 父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ） ② 090 - ****-**** 父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ） ③			
申請子ども	フリガナ	マツヤマ イチロウ	現住所	T -
	氏名	松山 一郎	生年月日	R●年 4月 2日
認定希望日の 当年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	☒ 現住所と同じ	(父親)	☒ 現住所と同じ
認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※3	(母親)	伊予郡砥部町●●□□番地□ ☐ 現住所と同じ	(父親)	伊予郡砥部町●●□□番地□ ☐ 現住所と同じ

※2. ※3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される当年（前年）1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額が分かる証明書（課税証明書など）を提出していただく場合があります。

2
申請子どもを除き、同居者を全員（上記に記入の申請者も含む。）記入してください。

(生計の中心者の番号に○を付けてください。)	フリガナ	氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	1	マツヤマ タロウ 松山 太郎	父	H●年 5月 1日	株式会社●●●●	☐ 有
	2	マツヤマ ハナコ 松山 花子	母	H●年 2月 14日	専業主婦	☐ 有
	3	マツヤマ モモコ 松山 桃子	姉	H●年 3月 16日	●●●小学校	☐ 有
	4	エヒメ カンジロウ 愛媛 柑次郎	祖父	S●年 5月 27日	農業	☐ 有
	5	エヒメ 愛媛 つばき	祖母	S●年 4月 18日		☐ 有
	6			年 月 日		☐ 有
	7			年 月 日		☐ 有

●申請する子どもと同居する親族について、すべてご記入ください。（続柄も記入が必要です。）
●単身赴任で同居していない場合でも父親(母親)の記入も必要です。また、妊娠出産等で申請される場合、専業主婦の方は「専業主婦」とご記入ください。

〈裏〉

入園予定の幼稚園の園名、所在地、
利用開始予定日（入園予定日）を
記入してください。

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む。)方は記入してください。

フリガナ	●●●ヨウチエン	所在地	〒 791 - **** 松山市 ●●町 ■丁目 ■ - ■	()
利用施設名	●●●幼稚園	利用開始予定日	R●年 ●月 ●日	

4

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む。)場合は記入してください
(利用予定がない場合は記入不要)。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: -	年 月 日

5

保育を必要とする理由の番号に○を付けてください。

母親の 状況	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 保護者の疾病・障がい 4. 親族の介護又は看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・配偶者からの暴力 9. その他 ()
父親の 状況	1. 就労 2. 保護者の疾病・障がい 3. 親族の介護又は看護 4. 災害復旧 5. 求職活動 6. 就学 7. 虐待・配偶者からの暴力 8. その他 ()

※添付書類 (以下の中から該当する書類を添付してください。)

1 就労 (会社勤務, パート等)	就労・内職証明書 (勤務先又は支店, 派遣先等の事務所が作成したもの)
2 就労 (自営業, 農漁業等)	・ 自営業申立書 ・ 自営業等を行っていることが証明できる書類
3 就労 (内職等)	就労・内職証明書 (請負先が作成したもの)
4 妊娠・出産	母子健康手帳の写し (母子健康手帳の表紙と出産予定日が分かるページの写し)
5 疾病・障がい	診断書の写し又は療育手帳, 障害年金の年金証書等の写し
6 介護・看護	・ 申立書 (保育が必要な状態について, 詳しく記入してください。) ・ 診断書の写し ※被介護者・被看護者が, 身体障害者手帳等をお持ちであれば, 診断書の写しに代えられる場合があります。
7 災害復旧	・ 申立書 (保育が必要な状態について, 詳しく記入してください。) ・ 災害証明がある場合は証明等
8 求職活動	・ 就労・内職・自営予定書 ・ 求職中である証明書…ハローワーク受付票の写し, 又は求職活動の状況が分かる申立書
9 就学	・ 在学証明書 ・ カリキュラム表 (在学期間・時間割等が分かる書類)
10 虐待・DV	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等
11 その他	市長が必要と認める書類

【新2・3号認定 記入例】

認定区分は「イ」または「ウ」を選択してください。

*認定を希望する年度の4月1日時点で3歳以上は「イ」、2歳以下は「ウ」。

*「法第30条の4 2号認定」「法第30条の4 3号認定」とは、新2号、新3号認定のことです。

※就労等の理由により「保育の必要性がある場合」の申請です。

〈表〉

認定区分	ア	法第30条の4 1号認定	下記イ・ウ以外の子ども	※表面1,2裏面3を記入してください。
	イ	法第30条の4 2号認定	「保育の必要性がある場合」で、下記①の子ども	※保育の必要性を確認するため、表・裏の両面を記入してください（3,4は該当がない場合は記入不要）。
	ウ	法第30条の4 3号認定	「保育の必要性がある場合」で、下記②の子ども	
認定種別	①申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日			
	②申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある市町村別			

施設への提出日を記入してください。

1

申請日		R●年●月●日				
申請者	フリガナ	マツヤマ タロウ	申請子どもとの続柄	父	現住所	〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2
	氏名	松山 太郎			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒
	日中の連絡先（電話番号） * 確実に連絡の取れる順に記入してください。					
	①	090-****-****	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	②	090-****-****	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）
申請子ども	フリガナ	マツヤマ イチロウ	現住所	〒	—	
	氏名	松山 一郎	生年月日	R●年	4月2日	
認定希望日の 当年1月1日現在の住所 ※2		(母親)	☒ 現住所と同じ	(父親)	☒ 現住所と同じ	
認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※3		(母親)	伊予郡砥部町●●□□番地□ ☐ 現住所と同じ	(父親)	伊予郡砥部町●●□□番地□ ☐ 現住所と同じ	

※2. ※3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される当年（前年）1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額が分かる証明書（課税証明書など）を提出していただく場合があります。

2
申請子どもを除き、同居者を全員（上記に記入の申請者も含む。）記入してください。

(生計の中心者の番号に○を付けてください。)	フリガナ	氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	マツヤマ	タロウ	父	H●年 5月 1日	株式会社●●●●	☐ 有
	松山	太郎				
	マツヤマ	ハナコ	母	H●年 2月 14日	専業主婦	☐ 有
	松山	花子				
	マツヤマ	モモコ	姉	H●年 3月 16日	●●●小学校	☐ 有
	松山	桃子				
	エヒメ	カンジロウ	祖父	S●年 5月 27日	農業	☐ 有
	愛媛	柑次郎				
	エヒメ	つばき	祖母	S●年 4月 18日		☐ 有
				年 月 日		☐ 有
				日		☐ 有

●申請する子どもと同居する親族について、すべてご記入ください。（続柄も記入が必要です。）

●単身赴任で同居していない場合でも父親(母親)の記入も必要です。また、妊娠出産等で申請される場合、専業主婦の方は「専業主婦」とご記入ください。

〈裏〉

3

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む。)方は記入してください。

フリガナ	●●●ヨウチエン	所在地	〒 791 - **** 市 ()
利用施設名	●●●幼稚園	所在地	松山市●●町■丁目■-■
		利用開始予定日	R●年●月●日

「3」または「4」のいずれかに記入をお願いします。
(幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部をご利用の場合は「3」、認可外保育施設、一時預かり事業等をご利用の場合は「4」に、ご利用の施設名、所在地、ご利用開始日等(複数の施設を利用している場合はすべての施設)をご記入ください。)

4

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む。)場合は記入してください(利用予定がない場合は記入不要)。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日

5

保育を必要とする理由の番号に○を付けてください。

母親の 状況	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 保護者の疾病・障がい 4. 親族の介護又は看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・配偶者からの暴力 9. その他 ()
父親の 状況	1. 就労 2. 保護者の疾病・障がい 3. 親族の介護又は看護 4. 災害復旧 5. 求職活動 6. 就学 7. 虐待・配偶者からの暴力 8. その他 ()

父母それぞれの保育を必要とする理由の番号に○をつけ、下記の該当する書類を添付してください。

1 就労 (会社勤務、パート等)	就労・内職証明書 (勤務先又は支店、派遣先等の事務所が作成したもの)
2 就労 (自営業、農漁業等)	・ 自営業申立書 ・ 自営業等を行っていることが証明できる書類
3 就労 (内職等)	就労・内職証明書 (請負先が作成したもの)
4 妊娠・出産	母子健康手帳の写し (母子健康手帳の表紙と出産予定日が分かるページの写し)
5 疾病・障がい	診断書の写し又は療育手帳、障害年金の年金証書等の写し
6 介護・看護	・ 申立書 (保育が必要な状態について、詳しく記入してください。) ・ 診断書の写し ※被介護者・被看護者が、身体障害者手帳等をお持ちであれば、診断書の写しに代えられる場合があります。
7 災害復旧	・ 申立書 (保育が必要な状態について、詳しく記入してください。) ・ 災害証明がある場合は証明等
8 求職活動	・ 就労・内職・自営業予定書 ・ 求職中である証明書…ハローワーク受付票の写し、又は求職活動の状況が分かる申立書
9 就学	・ 在学証明書 ・ カリキュラム表 (在学期間・時間割等が分かる書類)
10 虐待・DV	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等
11 その他	市長が必要と認める書類

10. マイナンバーについて

認定申請の際は、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

提出に必要なもの	
① マイナンバー記入用紙 ② 番号確認書類等（申請を行う保護者のみ） （１）番号確認書類 （２）本人確認書類	

【① マイナンバー記入用紙】

マイナンバー記入用紙は、認定・変更申請書に記入した申請の子ども、申請を行う保護者、その他の保護者の情報を記入してください。

※保護者は単身赴任等の理由で同居していない場合でも、記入してください。ただし、虐待・DV等の理由で同居していない場合は記入不要です。

【② 番号確認書類等】

マイナンバー記入用紙を提出する際は、「2. 申請（届出）を行う保護者」欄に記載された方の
 ① 番号確認書類② 本人確認書類が必要です。（申請子ども及びその他の保護者の書類は不要です。）
 マイナンバー記入用紙に番号確認書類等を貼付し、提出してください。

	いずれか1点
① 番号確認書類	・ マイナンバーカード（裏面）のコピー ・ 通知カードのコピー（氏名、住所等が住民票と一致している場合のみ） ・ マイナンバーが記載された住民票の原本

	1点で可能なもの（顔写真付の公的証明書）	
② 本人確認書類 ※右記書類コピー	・ マイナンバーカード（表面） ・ パスポート ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 在留カード ・ 運転免許証 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 等	
	2点必要なもの A2点 または A1点 B1点	
	A 顔写真なしの公的証明書 「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの	B 顔写真付の証明書 顔写真の記載があるもの
	・ 保険証 ・ 年金手帳 ・ 印鑑登録証明書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証明書 等	・ 学生証 ・ 法人が発行した証明書 ・ 公的機関発行の資格証明書

【③マイナンバー記入用紙 記入例】

マイナンバー記入用紙

子育てのための施設等利用給付の申請に関して、番号確認書類等とともに、マイナンバーを提出します。

1.申請(届出)に係る子ども

氏名
松山 一郎

(のりしろ)

上記申請(届出)に係る子どもの生年月日・マイナンバー

生年月日	マイナンバー
令和●年 7月 17日	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8

2.申請(届出)を行う保護者(番号確認書類等が必要です。)

氏名	生年月日	マイナンバー
松山 太郎	平成●年 5月 1日	8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7

3.上記以外の保護者

氏名	生年月日	マイナンバー
松山 花子	平成●年 2月 14日	7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6

※ 2の申請(届出)を行う保護者は、下記に番号確認書類等を添付してください。

※ のりしろ欄をのり付けして綴じ、他の申込書類を揃えて、左上1箇所をホッチキスで綴じて提出してください。

(のりしろ)

(谷折り)

貼付

確認書類

票(原本)

貼付

確認書類

公的証明書)

ード

手帳

A1点とB1点)

明書

夫養手当証書 等

①記入後、番号確認書類等を「貼付」欄に貼り付ける。	②のりしろ欄(3 か所)にのり付けして綴じる。	③他の申込書類と左上端を揃え、左上をホッチキスで留める。
マイナンバー記入用紙 貼付 貼付	マイナンバー記入用紙	

問い合わせ先

松山市こども家庭部 保育・幼稚園課 無償化担当

〔電話番号〕 089-948-6951 / 089-948-6882

〔メール窓口〕 hoiku-musyouka@city.matsuyama.ehime.jp （無償化専用）